

令和8年度彦根市農業施策に関する

## 意 見 書

彦根市農業委員会

彦根市長 田島 一成 様

彦根市農業委員会

会長 田中 金二



## 令和8年度彦根市農業施策に関する意見について

彦根市農業委員会は、改正「農業委員会等に関する法律」のもとで行われた2回目の改選により発足して、3年目、今期の最終年となりました。

令和2年の農地中間管理事業法改正や、人・農地プランの法定化に伴う地域計画策定の義務化により、農地利用の集積・集約化や所有者意向の把握、目標地図の見直しなど、地域農業の維持・発展に向けた活動が一層重要となっております。

また、昨年6月施行の食料・農業・農村基本法改正法では、食料安全保障の確保と農業の持続的発展が国の基本理念として位置づけられ、農振法・農地法の改正により農地の総量確保と適正利用が国家的課題とされております。

世界的には気候変動や戦争、人口増加などにより食料争奪戦が激化し、日本の国際的立場の弱体化と相まって、将来的な食料危機への懸念が高まっています。

国内においても、令和6年、7年の米価高騰を契機に農業政策への関心が高まっていますが、我が国の食料自給率は38%、滋賀県においても51%にとどまり、食料安全保障の観点から憂慮すべき状況です。

食料自給率向上のためには、生産者の所得を確実に引き上げ、農業を持続可能な産業として支える仕組みづくりが不可欠であり、歐州諸国のような強固な支援体制の検討も必要であると考えます。

こうした中、本市の農業におきましても、農村集落や農地の多面的機能の維持など、適切な農地の利用が非常に困難な状況になってきており、我々、農業委員・農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律の第1条により「農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。」とされているところの、農地等の利用の最適化に関する担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進3項目を重点項目として、より一層の活動に取り組んで参りたいと考えております。

彦根市におかれましては、非常に厳しい財政状況にあることは十分承知しておりますが、本市の農業振興に向けた特色ある施策の実施について、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、令和8年度予算編成にあたり彦根市農業施策に関する意見書を提出いたしますので、ご回答をお願いします。

## 目 次

### 意見項目

- |   |                  |       |
|---|------------------|-------|
| 1 | 担い手の育成・確保について    | … p 1 |
| 2 | 遊休農地解消対策について     | … p 2 |
| 3 | 特色ある地域農業の創造について  | … p 3 |
| 4 | 環境と調和した農業の推進について | … p 4 |
| 5 | 農業・農村の基盤整備について   | … p 5 |
| 6 | 農政推進体制の充実について    | … p 6 |
| 7 | 鳥獣被害対策について       | … p 8 |

## 1 担い手の育成・確保について

本市の令和7年度当初における認定農業者は87 経営体(うち法人28 経営体)となっており、これら担い手への農地利用集積は管内農地面積約 2,630ha のうち約 1,973ha (約 75%) に達し、一定規模の集積が進んでいます。

一方で、小規模な兼業農家や高齢農業者も地域農業の貴重な担い手であり、多様な担い手が協働して地域農業を支える仕組みづくりが重要です。

(1) 令和6年度末までに、策定が概ね完了した地域計画について、農業委員会においても、目標地図案の作成にあたり、各集落での話し合いやとりまとめをはじめ、関係機関との調整等に努めたところです。

については、策定済みの地域計画を単なる整備にとどめず、市としても整備・見直しを継続し、関係機関との連携に努めながら、地域での話し合いを継続し農地集積・集約の一層の促進に取り組まれたい。

(2) 中心経営体となる集落営農法人の持続的な経営を促進するため、その経営分析、後継者育成、法人間連携等について、引き続き支援に努められたい。

また、個人経営体への安全対策の拡充として、猛暑時の注意喚起にとどまらず、個人農業者も対象とした市独自の補助や作業環境改善の支援策を検討・実施されたい。

さらには、持続可能な農業に向け、農業者の後継者育成や経営継承に係る支援など、今の日本農業を支える多くの個人経営者にも、国・県と連携しながら、市独自の支援について検討・実施されたい。

(3) 女性が農業経営に参画する機会を確保するため、家族経営協定の締結促進は重要な取組であり、引き続き積極的な周知・支援を講じられたい。

また、農産物の加工・販売等の起業活動に対する市独自の支援施策について、現状では県や農林漁業担い手育成基金との連携に留まっており、市として、「女性農業者向けの創業支援補助金や農業機械操作も含めた研修制度の創設」「女性が扱いやすい作物（パクチー等）を対象とした栽培・販売」等の支援を講じ、6次産業化につなげられたい。

さらには、販売ルート確保は女性農業者にとっても大きな課題です。商工会議所や地元企業と連携し、「地産地消等のイベント開催」「販路開拓に向けた販促・PRや助成制度」「6次産業化に向けた加工施設利用や共同販売の促進」等について支援を図られたい。

## 2 遊休農地解消対策について

令和6年度に実施した遊休農地調査の結果、市内で約47haの遊休農地を確認しており、その発生要因は、地域の農業背景や基盤整備の状況、高齢化や後継者不在による労力不足、鳥獣被害による生産意欲の低下など様々です。

一方、国は2030年度の食料自給率目標を供給熱量ベースで45%に引き上げるとし、この目標達成や農地の多面的機能の発揮のためにも遊休農地解消対策は重要かつ喫緊の課題です。

(1) 農地の管理は、所有者が行うことが当然ですが、所有者が遠隔地に居住されている等、草刈り等適切な管理がなされず、苦情が増えているため、農地の最適化を推進する観点からも、①地域の農業団体や自治会への働きかけ、②「農」と「街」の連携によるイベント（花農園、鯉のぼり等）や観光・商業施設との協働による遊休農地を地域資産として活用する取組、③移住希望者向けの農業体験会や空き家バンク連携による農地付き住宅の紹介等の定住・小規模農業参入を促進する取組等、積極的・多面的な活動について検討・支援されたい。

また、中山間地や荒神山周辺付近では、鳥獣被害の影響を受けにくいユーカリ・オリーブ等の作物について、市独自の栽培指導や助成の検討を行い、地域特産品化に向けた支援・生産意欲の低下を防ぐ支援を図られたい。

(2) 遊休農地解消にあたり「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」等の活用で、成果が見られる一方、同事業の取組地域であっても活用用途が確定している場合には、遊休農地対策費を確保できない状況にあります。また、当該事業に参加していない地域では制度的支援が乏しく、遊休農地の復元や保全の自主的取組が進みにくい現状です。さらに、「自己保全管理」の名目で最低限の管理にとどまり、実質的に耕作放棄に近い農地が多数確認されており、将来的な遊休農地化が懸念されます。

全ての地域で遊休農地復元への対策が推進できる市の単独助成制度等の支援を検討されたい。

(3) 鳥居本北部、米原市との境界・近江鉄道・宮田町集落・小野川等に囲まれた約35haの農地のうち、近江鉄道フジテック前駅西側の一部では、市街化区域に変更され開発も見込まれますが、残りの地域では、水源の確保が困難で、耕作条件の悪い遊休農地が広がっている状態です。

フジテックの工場が平成12年に設置されて以降、オリーブ栽培や太陽光発電など多様な土地利用の話題も聞かれますが、当地域における今後の活用について、地元はもちろん、関係機関が一丸となって協議し、実効性のある遊休農地解消と市全体の土地利用の在り方も踏まえつつ、地域活性化にもつながるよう、引き続き積極的な議論を進められたい。

### 3 特色ある地域農業の創造について

本市の農業は米・麦・大豆を主体とした土地利用型農業に特化しており、松原地域の「野菜」や石寺地域の「梨」など、一部地域で園芸作物に取り組んでいますが、地域消費に対して十分ではありません。

こうした中、学校給食センターで実施される中学校給食に伴い、野菜等の生産振興や地産地消、食育・食農教育への取組をさらに拡充する必要があります。

(1) 野菜や果樹等の園芸作物の生産拡大と産地の育成については、生産者の育成や生産基盤整備に資するため、産地交付金に上乗せなど市独自の支援策や助成制度の導入を検討されたい。

また、地域特産品および6次産業化に取り組む事業者については、安定した流通の確保と市場動向を基に、生産者の要望・意見を活かしながら、農産物の加工を含めた新しい商品の開発やブランド化の推進、消費者へのPRに加え、販路開拓や事業者間のネットワーク構築等、具体的で実践的な支援を充実させ、地域の魅力を最大限に活かした産地づくりを進められたい。

特に、「ひこにゃん米」をきっかけに、その他の豊かな彦根産の作物についても、ブランド化の構築を推進されたい。

(2) 安全・安心な地場農産物の利用拡大を図るため、湖東定住自立圏共生ビジョンにおける地産地消事業の進捗と取組成果を、パンフレットやホームページ等に加え、地域イベントやデジタルメディアを活用して市民への情報提供を充実されたい。

また、病院給食や市内企業の食堂等における地産地消の拡大については、具体的な取組と圏域全体への波及を図られたい。

特に、小・中学校給食における地元農産物の利用については、現在の供給体制支援に加え、生産者の組織化を行い、地元農産物の安定供給と品質向上を両立させる体制整備に努められたい。

(3) 近年の都市環境の変化や市街地周辺農地の多様な利用可能性を踏まえると、都市農業の振興や農地の保全・有効利用に向けた具体的方策の検討が必要です。

本市においても、都市農業振興に係る「地方計画」策定に向け、産(農)・官・学の連携による検討会等を設置し、市街地周辺農地の課題分析を進めるとともに、農地防災、環境保全、市民農園、あるいは住民が参画する教育や福祉との多方面への連携など、都市農業振興の基盤整備と遊休農地の発生防止、さらには市街地周辺農地の計画的保全・有効利用を図られたい。

## 4 環境と調和した農業の推進について

消費者の食に対する関心は高く、「安全・安心・環境」に配慮した農産物づくりが求められています。

また、「近畿の水がめ」琵琶湖を抱える本県では、環境への負荷を極力抑えた農業の実践が求められています。

こうした中、化学肥料や農薬を減らした「環境こだわり農産物」の取組面積は、令和6年で約572haとなり、前年度から約7.6%減と聞き及んでおります。

(1) 近年、消費者の安全・安心な食への関心が高まる中、環境に配慮した農業への取組は、地域農業の持続性確保や生物多様性保全、温暖化防止にもつながる重要な施策で、「環境保全型農業直接支払交付金」は多くの団体で実践されています。

一方で、補助金額に対し取り組む作業等が多く負担となっており、取組の拡大や参加団体の増加には一定の制約であると考えます。

持続可能で地域に根ざした環境保全型農業の推進のため、国・県における交付制度の改善や、より取り組みやすい手続き・支援体制の検討について、引き続き市としても働きかけられるとともに、市独自の支援施策の創設について検討され、農業者に向けた普及啓発の強化に努められたい。

(2) 濁水流出防止については、河川上流域や市外からの濁水流入は依然として課題であり、今後も他町や関係機関との連携強化に努められるとともに、代かき・田植え期の啓発について、農業者・地域住民への理解促進や協力依頼の更なる徹底にも努められたい。

また、病害虫防除に関しては、農薬使用基準の遵守や飛散防止対策の徹底はもとより、発生予察情報を活用した適正防除の迅速な対応、地域住民への理解促進に向けた周知・啓発活動を、東びわこ農業協同組合等関係機関と連携し一層強化されたい。

(3) 魚のゆりかご水田プロジェクトは、琵琶湖の生態系保全に加え、環境教育や地域振興にもつながる取組として高く評価されており、本市は、湖辺から山間地域まで広範囲に位置し、世界農業遺産に認定された「琵琶湖システム」のPRには大変優位な土地柄です。

については、「環境こだわり農業」や「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」等を通じた支援を実施されているところですが、魚のゆりかご水田の拡大や継続的な活動支援を図るため、市独自の強力な支援について具体的かつ積極的に検討されたい。

## 5 農業・農村の基盤整備について

本市の農業生産基盤の整備は、対象農地の 95.2%が整備済みですが、区画狭小や排水不良、農業用水の不足等の課題があります。そのため、整備田における畦畔除去等の再整備や、未整備水田における土地改良事業が必要です。

また、担い手への農地集積が進む一方で、集落で取り組まれてきた農道や水路、土地改良施設の維持管理が困難になり、特に市街地では大雨時に農業用水路への過剰な水流入が問題となっています。

(1) 国営・県営事業で設置された土地改良基幹水利施設は、土地改良区が管理する農業生産基盤の中核であり、地域農業の持続に不可欠なインフラです。しかし老朽化が進み、特に中小規模の土地改良区では更新や修繕が困難で、圃場整備も十分に行えない状況です。農業水利施設は営農のみならず防災・環境保全など公益的機能も担うため、公共施設に準じた位置づけのもと、積極的な整備の働きかけ、および、地元負担金の軽減や技術支援など、市による一層の支援を講じられたい。

一方、国・県の補助対象外の小規模な土地改良事業や農道・水路の維持修繕についても、補助制度の充実や条件緩和、予算確保を継続して図られたい。

担い手育成や技術開発といったソフト面に加え、農地インフラ整備というハード面への投資を強化し、担い手の負担軽減と積極的な営農促進を図られたい。

(2) 農業用かんがい排水施設は、地域の農業・農村の環境保全施設、および、出水時の一時貯留等施設としての水害防止施設であるという観点から、引き続き県に対し、犬上南部地区の県営かんがい排水事業の着実かつ迅速な推進を県に要望されたい。

(3) 「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」は、農村の保全管理に有効な事業であり、これまで負担となっていた事務処理についても、広域組織の設立により軽減が進められています。

一方で、長年単独で取り組んできた集落では、独自のノウハウが定着しており、広域化の意義を感じにくいとの声もあります。事務負担の軽減策が本市の裁量外であることは理解しますが、現場では担当者の高齢化や引継ぎが円滑に進まないなど深刻化しています。広域化の推進と併せ、現場負担を実質的に軽減できる方策について、国・県との連携により検討されたい。

## 6 農政推進体制の充実について

近年、局地的な大雨や異常気象による自然災害が頻発し、農産物に関わる病害虫、洪水や干ばつなどが大きな影響を与えています。

また、国の農業政策が変わるたびに制度が複雑化し、専門知識が必要な場面も多く、地域や農業者にとっては取り組みやすい現状にはなっておらず、これら農業政策に対応できる体制整備が必要です。

(1) 自然災害への備えとして、国の「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」や「農業版B C P（事業継続計画書）」の周知が進められています。

自然災害による被害は農業経営にも大きな影響を及ぼすことから、関係機関と連携して危機管理体制を確立し、市独自の支援措置を講じられたい。

併せて、収入保険制度についても、関係機関と連携して農業者・農業団体に周知徹底を図られたい。

(2) 農業者が直面する多様な課題に迅速かつ的確に対応するため、現行の協議会や情報共有体制の再編・統合を進め、地域ごとの課題解決に資する「農業再生協議会」や関係団体の連携体制をより一層強化されたい。

また、集落や個別農業者の実情に応じたきめ細やかな支援を充実させるため、営農経営指導員の雇用継続を含めた農林水産課の人員体制の増強や専門性向上に一層の配慮をされたい。特に新規就農者や女性農業者、承継者への相談・助言の機会を増やすことで、地域農業の持続可能性を高められたい。

さらに、市内農業者や農産物の魅力を広く発信し、市場開拓や消費拡大に直結させるため、プレスリリースやS N S、ホームページに加え、都市生活者へのグループインタビューや懇談の場等を通じた実態把握と情報発信を積極的に進められたい。

**これらの取組にあたっては、農業者、関係団体は元より、市民が一丸となって関わることで、農家を支える理解と協力の大きな輪を築くことができると思います。課題に応じてモデル地区、モデル経営者、モデルケースを選定し、小さな成功の積み重ねを大きな流れへと繋げる取組を進め、その際には、農林水産省が作成するガイド「ロジックモデル」を活用し、課題整理と成果の見える化を図りながら、効果的な支援施策を展開されたい。**

(3) 平成 26 年から市が担当することとなった新規就農者の認定については、ここ数年実績が少ない状況であり、意欲ある若い世代や移住者、定年帰農者など多様な人材の確保に向け、農業経営全般に関する相談体制や農地の確保、技術指導等の段階的・継続的な支援を強化するための体制整備を図られたい。

また、農業委員・農地利用最適化推進委員は、遊休農地の解消や担い手不足への対応、地域農業の継続性確保など、役割が一層多岐にわたり重要性を増しています。

近年の法改正により、農地法第3条許可申請件数の増加や、地域計画目標地図の見直しといった業務が加わり、従来の耕作放棄地対応や農地集積調整、転用相談などの事務も拡大、委員・事務局とも、事務量が大幅に増加しています。今後も、改選や都市農業委員会連絡協議会会长市業務などで、一層の事務量増が見込まれます。

これらに対応するため、農業委員会予算の確保と、農業委員会活動を支える農業委員会事務局の人員確保・人員配置について、格段の配慮をされたい。

## 7 鳥獣被害対策について

鳥獣による農作物への被害は全国的に増加傾向の中、本市ではサル・イノシシ・シカによる被害が増加しており、市街地ではサル、ハクビシン、アライグマ等による野菜等への被害が常態化しています。

生息区域と被害面積は広がり、農産物被害に加え、家庭菜園や農業施設の破損等も多く被害額も増加しています。現状の対策では被害が減少せず、農業者の生産意欲低下や遊休農地の増加などにつながり、農地の持つ多面的機能の維持にも影響を及ぼしています。

こうした中、鳥獣被害への対策は「駆除」から「恵み」への転換も重要です。

(1) 有害鳥獣被害防止対策にあたり、地域住民・行政機関・狩猟者団体が連携することは非常に重要であり、今後も、更に取組を強化されたい。特に、地域住民の協力を得るためには、さらなる啓発活動が不可欠であり、研修会や合同会議を通じて、農業者のみならず、地域全体が獣害対策に積極的に参画する体制を構築されたい。

また、隣接自治体との情報共有や連携を強化することで、広域的な視点からの獣害対策を図られるとともに、一方で、地域ごとの課題に即した、より実効性のある対策の実施を一層推進されたい。

(2) ニホンザルによる農作物被害や生活環境への影響が依然として深刻で、屋根や雨樋の破損、人への威嚇行為など、人的被害のリスクが高まっている状況において、加害レベルの高い群れに対する全頭捕獲計画の実施に加え、他の群れや他の有害鳥獣に対しても早期対応に努められたい。捕獲体制の強化と捕獲後の個体管理、さらには捕獲設備の増設・運用体制の見直し等、実施に努められたい。

また、緩衝帯整備や獣害防止柵・捕獲檻の設置が効果的な対策であることは明確であり、これらの施策の拡充を図られたい。さらに、経年劣化した柵の補修や更新を支援するための助成制度の創設や、県補助のない地域への支援策を検討されたい。

これら鳥獣害対策について、地域の実情に応じた柔軟な対策が可能となるよう予算確保に努められたい。

(3) 地域における鳥獣被害を最小限に食い止めるためにも、免許保有者の確保・増加に努められたい。

また、狩猟期間の変更や捕獲許可基準の緩和については、引き続き県に要望されたい。

さらには、狩猟免許の新規または追加取得者への支援策について、予備講習会の受講費用は全額補助されていますが、更新時の支援がなく、免許保有者を確保するためにも、補助・支援を実施されたい。